

資料No. 2

後期高齢支援システム標準化
市区町村WT（第3回）

令和4年8月1日

意見照会結果等について

令和4年8月1日

1. 全国意見照会の実施およびその反映について

- 1.1 全国意見照会の実施について
- 1.2 全国意見照会結果について
- 1.3 全国意見照会結果の反映について
- 1.4 全国意見照会結果等を踏まえた標準仕様書の変更量について
- 1.5 全国意見照会結果等を踏まえた帳票レイアウトの追加・変更について

1.1 全国意見照会の実施について

標準仕様書（案）について以下の要領で全国意見照会を実施した。

<意見照会実施要領>

No.	意見照会対象	意見照会方法	通知方法	宛先	意見照会期間
1	広域連合	Excelでのアンケート用紙	厚労省からの事務連絡	各広域連合 各市区町村	2022年5月9日（月）～ 2022年6月9日（木）
2	市区町村	OnePublicのアンケート機能			

<意見照会対象ドキュメント>

- 標準仕様書（案）本紙
- 別紙1 __業務フロー
- 別紙2 __機能・帳票要件
- 別紙3 __帳票詳細要件
- 別紙4 __帳票レイアウト

全国意見照会においては、次ページの回答欄を共通的に設け内容の記入をしていただいている。
（理由、優先順位把握のため）

1.1 全国意見照会の実施について

全国意見照会についてはそれぞれの内容について分類するために以下の区分を設けて照会を実施している。

<全国意見照会において共通的に設けた区分>

対象ドキュメント	区分	選択肢
別紙1 __業務フロー 別紙2 __機能・帳票要件 別紙3 __帳票詳細要件 別紙4 __帳票レイアウト	意見発出理由	1:法令に定められた事務であるため 2:都道府県条例に定められた事務であるため 3:市区町村条例に定められた事務であるため 4:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため 5:慣例運用のため 6:その他
別紙2 __機能・帳票要件	意見の種類	1:機能要件追加 2:機能要件削除 3:機能要件修正 4:管理項目のみ追加 5:管理項目のみ削除 6:管理項目のみ修正 7:帳票要件追加 8:帳票要件削除 9:帳票要件修正 10:実装類型のみ変更 (標準オプション⇒実装必須などの意見 のみの場合これを選択する) 11:その他
別紙2 __機能・帳票要件	実装類型	1:変更なし 2:実装必須 3:標準オプション 4:実装必須、オプション混在 5:実装不可
別紙3 __帳票詳細要件	意見の種類	1:印字項目追加 2:印字項目削除 3:印字項目名の変更 4:「印字編集条件など」の変更 5:類型変更 6:その他
別紙4 __帳票レイアウト	意見の種類	1:項目・文言追加 (余白箇所への追加) 2:項目・文言追加 (余白以外の追加) 3:項目・文言削除 4:項目・文言変更 5:項目・文言の配置変更 (余白箇所の変更) 6:項目・文言の配置変更 (余白以外の変更) 7:その他

1.2 全国意見照会結果について

全国意見照会の結果は以下の通り。広域連合からの意見は、大半が標準仕様書（本紙）への意見であった。

<全国意見照会結果>

No.	意見照会対象	回答団体数	意見数
1	広域連合	8広域連合	20件
2	市区町村	100市区町村	1476件

市区町村における1476件の内訳は以下の通り。なお、機能帳票要件の935件中、現在、利用しているシステムでは実装されていないが追加や実装必須への変更を要望されているものは、238件あった。

対象ドキュメント	業務区分	意見数（）内が帳票詳細要件への意見数					
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
標準仕様書（本紙）	—	90					
別紙1_業務フロー	共通				2		6
	資格	4			2	3	7
	賦課	5		1	4	7	12
	収納	4			11	12	13
	滞納	13			3	3	5
合計：117件		26		1	22	25	43
別紙2_機能・帳票要件	共通	16		2	54	78	114
	資格	5			15	12	35
	賦課	20		1	82	59	67
	収納	13		3	72	50	45
	滞納	21		11	46	64	49
合計：935件		75		18	269	263	310

1.2 全国意見照会結果について

全国意見照会の結果は以下の通り。

対象ドキュメント	業務区分・帳票名（一部省略名で記載）		意見数（）内が帳票詳細要件への意見数					
			1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
別紙3_ 帳票詳細要件 別紙4_ 帳票レイアウト	共通	通知書印刷用帳票				3(2)	(6)	4(3)
		宛名シール印刷用帳票					2	3(1)
	賦課	決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書	2(5)	(1)	(1)	11(4)	3(9)	13(3)
		暫定保険料額決定通知書兼納入通知書	3	(1)	(1)		1(2)	1(2)
		保険料口座振替開始（変更）のお知らせ				4(1)	2(2)	1(1)
		保険料納付誓約書				1(1)		
		納付書	1(2)			3(1)	6(5)	5(4)
		収納	口座振替不能通知書				2	2(1)
	還付（充当）通知書		1		1	2(4)	4(3)	10(6)
	充当通知書				1	2(1)	3(1)	4(3)
	還付請求書					8(3)	7	16(3)
	還付・充当希望確認票				1		1	1
	収納状況のお知らせ					1(1)		
	納付証明書・確認書					4(4)	11(1)	5(1)
	滞納	督促状	1			6(5)	8(1)	7(2)
		催告書	2(1)			5(4)	8(2)	6(3)
		催告書別紙	2(1)					2(1)
		分納誓約書	1			2(1)		3(1)
		分納承認連絡書	1			1		1(1)
	合計：219（115）件		14(9)	(2)	3(2)	55(33)	58(33)	89(36)

1.2 全国意見照会結果について

なお、100市区町村からの意見はあったが20件以上意見があった団体の内訳は以下の通り。

上位20団体で1,020件程度の意見があり、全体の約70%を占めている。

また、全体的傾向として大規模市区町村からのご意見が多かった。

- ・政令市（20政令市中、18政令市からご意見を頂戴した）：508件（全体の約35%）
- ・特別区（23区中、8区からご意見を頂戴した）：243件（全体の約17%）

全体的な意見の傾向としては、被保険者数が多い市区町村においてより確実に業務を行うためのご意見および標準オプションとした場合にベンダが製品に機能を実装しなかった場合、カスタマイズなどで実現している要件が実装できなくなることを懸念され、標準オプション⇒実装必須としてほしい旨のご意見が多く見られた。この要因の1つは「標準オプション」と規定されたものがベンダにより実装されなかった場合、「自治体において実装を行う手段があるのか」明確なルール、手段等が示されていない（外付けシステムとして扱うこと以外に手段が示されていない）ことにも起因していると考える。

No.	区分	意見数
1	政令市A	173
2	政令市B	85
3	中規模A	80
4	中核市A	69
5	特別区A	67
6	中規模B	59
7	政令市C	57
8	小規模A	54
9	特別区B	53
10	政令市D	46

No.	区分	意見数
11	特別区C	44
12	大規模A	43
13	政令市E	31
14	大規模B	27
15	特別区D	26
16	特別区E	24
17	政令市F	21
18	中核市B	21
19	大規模C	20
20	小規模B	20

1.3 全国意見照会を受けての対応について

全国意見照会の結果については以下の考えで振り分け、標準仕様書（案）への反映を行った。

No.	分類	分類の基準	対応区分		
			対応見送り	記載修正	記載修正検討 (未反映)
1	質問	ご意見ではなく質問になっているもの。ただし、質問内容が記載改善により解消できると判断したものはNo.5の「記載修正」としている。	○		
2	対象範囲外	標準仕様書の対象範囲外に対するご意見であるもの。	○		
3	今後対応予定	BPRに関するもの等、今後検討を行う事項に対してのご意見であり、現時点では仕様書の修正には反映できないもの。	○		
4	利便性向上	使いやすさ、見やすさ等を理由とした改善要望となるが、ベンダの創意工夫に委ねられるもの（画面要件など）や市区町村により考え方が異なり、一定の基準を定めることができないもの等といった理由から対応しないもの。ただし、多数のご意見があるものは、No.9「多数意見」としている。	○	○	
5	規定済み	既に標準仕様書で規定済みの機能に対するご要望や規定済みの機能で実現できるご要望	○		
6	記載修正	誤植の指摘や、他の記載との不整合等、ご意見の通りに修正するのみのもの。		○	
7	経緯・補足修正	仕様書の記載が不十分であるためにいただいたご意見であるため、経緯等の追記を行う必要があるもの。		○	
8	制度	「1:法令に定められた事務であるため」と投入されたものの中で修正すべきと考えたもの。	○	○	
9	多数意見	過去の構成員ご意見も含め、複数団体から同様のご意見があり、対応要否の判断が必要と考えられるもの。		○	○
10	運用影響あり	ご意見の内容の機能がないと業務が遂行できず、代替手段がない等、運用に影響があり、対応要否の判断が必要と考えられるもの。		○	○
11	他業務横並び	これまでの検討会等で議論された内容に関するご意見や、他制度との横並びに関するご意見、後期のみではなく業務横断で決定が必要な要件	○	○	○
12	厚労省確認	制度方針や各省庁での検討に委ねられていることで厚労省への確認するもの	○	○	○
13	デジタル庁確認	業務横断的な要件によりデジタル庁への方針確認が必要なもの	○	○	○
14	その他	No.1～No.13のどれにも属さないもの。	○		

1.3 全国意見照会を受けての対応について

前ページの対応区分についてそれぞれ対応内容を補足する。

対応区分	具体的対応内容
対応見送り	原則、標準仕様書1.0版での反映は行わない。なお、「今後対応予定」としたものについては、標準仕様書1.0版の次の版で他の標準化検討の反映状況も含めて検討を行っていくこととなる。
記載修正	標準仕様書の記載の変更や要件の追加、実装区分（必須⇒オプション等）の対応を行った。 なお、実装区分の変更にあたっては、以下の確認を実施し、判断を行っている。（判断はor条件） ・他業務横並び（主に国保）で実装区分が異なっていないか。 ⇒意見の中で税、国保と横並びとしてほしい旨の意見をいただいている。 両業務とも並行して変更が行われているため、完全に要件を一致させることまでの対応は困難であったが、特に <u>収納・滞納周りの意見については国保の標準仕様書では実現されている要件が複数見られたため、そちらとの要件の整合性の確認</u> を行っている。 ・実装必須への変更要望があがっているものについて、中核市以上の大規模市区町村（特別区含む）、およびそれ以外の市区町村からそれぞれ最低1件同件で要望があがっているか。
記載修正検討・未反映	記載の修正が必要となる可能性があるが、厚労省、デジタル庁の方針によるものや分科会、WT等で意見をヒアリングした上で修正要否や修正内容を反映したほうがよいと判断したもの。

なお、標準仕様書については、今回、上記の意見照会結果を受けての修正、業務横並びの観点での修正意外に後述する「デジタル庁の横並び方針を受けての修正」等を行っている。

上記の「記載修正」については変更の起因が判別可能なように色分けして修正している。

①全国意見照会結果をうけて修正： **オレンジ**で資料に記載

②デジタル庁の横並び方針等により修正（データ要件、連携要件による変更起因も含む）

： **青**で資料に記載

③業務横並びの観点で修正： **緑**で資料に記載

④制度要件の変更による修正： **桃**で資料に記載

なお、①②③で変更起因が重複しているものは、①>②>③で色付けを優先順位付けしている。

機能・帳票要件については「要件の考え方・理由」列に主たる変更理由を記載した。

上記の全国意見照会結果については、他業務と同様に公開しない方針とし、標準仕様書（第1.0版）の公開をもって、各市区町村においてご意見の反映有無をご確認いただくこととする。

1.3 全国意見照会を受けての対応について

意見照会の対応による集計結果は以下の通り。

<業務フロー>

業務フローで対応見送りとしているものは、フローそのものへのご意見ではなく、機能実装へのご要望やよりフローの詳細化を求めるとご意見の部分となる。記載修正検討（未反映）については、公金口座対応の支給前自動照会部分へのご要望部分（今後の制度の通知内容などを踏まえて反映）となる。

<機能・帳票要件>

機能・帳票要件で対応見送りとしているものは「規定済み」のものが131件含まれる。また、独自色が強いものや多数意見ではないものは対応見送りとした。記載修正検討（未反映）については、この後のテーマにしている健診業務に関する要件やDV加害者の取込、公金関連の要件関連等がある。

対象ドキュメント	業務区分	対応見送り	記載修正	記載修正検討 (未反映)
別紙1_業務フロー	共通	5	3	
	資格	10	6	
	賦課	16	13	
	収納	17	17	6
	滞納	20	4	
合計		68	43	6
別紙2_機能・帳票要件	共通	126	133	6
	資格	45	21	1
	賦課	128	95	6
	収納	78	101	4
	滞納	89	101	1
合計		466	451	18

1.3 全国意見照会を受けての対応について

対応見送りしたのものには、既に機能要件等で規定済みのもの（名称の表示・非表示を選択可能とする等）50（30）件、レイアウトを自治体の裁量で自由に变更させて欲しい等、今後の議論対象としているが一旦、対応見送りとしているものが24(1)件含まれる。

対象ドキュメント	業務区分・帳票名（一部省略名で記載）		対応見送り	記載修正	記載修正検討 (未反映)	
別紙3_ 帳票詳細要件	共通	通知書印刷用帳票	4(9)	3(2)		
		宛名シール印刷用帳票	4	1(1)		
	賦課	決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書	21(11)	8(12)		
		暫定保険料額決定通知書兼納入通知書	4(3)	1(3)		
		保険料口座振替開始（変更）のお知らせ	6(1)	1(3)		
		保険料納付誓約書	1	(1)		
		納付書	11	4(12)		
		収納	口座振替不能通知書	7(1)	4(1)	
	別紙4_ 帳票レイアウト	還付（充当）通知書	14(7)	4(6)		
		充当通知書	8(2)	2(3)		
		還付請求書	27(3)	4(3)		
		還付・充当希望確認票	2(1)	1		
		収納状況のお知らせ	1(1)			
		納付証明書・確認書	16(2)	4(4)		
		滞納	督促状	10(5)	12(3)	
	催告書		11(6)	10(4)		
	催告書別紙		4(2)			
	分納誓約書		5(1)	1(1)		
	分納承認連絡書		3(1)			
	合計（）内が帳票詳細要件の件数			159(56)	60(59)	

1.4 全国意見照会結果等を踏まえた標準仕様書の変更量について

全国意見照会結果等を反映した結果、標準仕様書については全体で以下の変更が発生した。
なお、各種条件の追加が機能・帳票要件については実装必須の項目内に追加されているため、記載している件数以上にシステムに求められる要件は追加となっている。

対象ドキュメント	変更前		変更後		偏差	
	実装必須	標準オプション	実装必須	標準オプション	実装必須	標準オプション
別紙1__業務フロー				—		
別紙2__機能・帳票要件	168要件	129要件	208要件	157件	+40件	+28件
別紙3__帳票詳細要件 別紙4__帳票レイアウト	11帳票	8帳票	19帳票	5帳票	+8帳票	-3帳票

1.5 全国意見照会結果等を踏まえた帳票レイアウトの追加・変更について

帳票レイアウトについては、意見照会の結果等を踏まえて、追加を行っている。
追加した帳票および、追加理由はそれぞれ以下の通り。

No.	業務区分	追加した帳票	追加理由
1	賦課	特別徴収開始通知 (4、6、8月開始向け)	4、6、8月に特徴開始される方に送付する通知が必要とのご意見を踏まえて追加。 (通知する内容が少ないことから、単独の様式として追加)
2	賦課	連帳納付書1(カク公) 連帳納付書2(マル公) 納付書2(マル公)	<ul style="list-style-type: none"> カク公ベースとマル公ベースについてそれぞれ使用している自治体が存在し、それぞれにニーズがあることを踏まえ、様式を追加。 宛名が不要なケース、必要なケースがあるため、それぞれに応じた納付書として様式を追加。(元から提示していた様式は納付書1(カク公)に名称を変更)
3	収納	納付額証明書	<ul style="list-style-type: none"> もとは「納付確認書」として定義していたもの。国保と名称を合わせるために名称は変更している。 納付証明書：公印有、賦課年度単位で出力 (金融機関や税関などで未納がないことを証明する) 納付額証明書：公印無、暦年で出力 <p>として用途が異なることから様式を分割した。それぞれご意見と他制度横並びを踏まえ、両帳票を実装必須としている。</p>
4	収納	口座振替済通知兼納付額証明書	<ul style="list-style-type: none"> 一度、分科会、WTで議論した内容ではあったが、口座振替済み通知の発行については、意見照会内で発行に関する要望があったこと、税・国保では実装必須機能とされていることを踏まえ、様式を追加した。
5	収納	完納証明書	完納証明書の発行に関するご意見があったこと、税・国保では実装必須機能とされていることを踏まえ、様式を追加した。
6	滞納	督促状・催告書兼納付書1 (カク公) 督促状・催告書兼納付書2 (マル公)	督促状と納付書を一体型にしたい、催告書と納付書を一体型にしたいというご意見を踏まえて追加。

2. デジタル庁実施の横並び整理の対応について

2.1 デジタル庁実施の横並び整理の内容について

2.1 デジタル庁実施の横並び整理の内容について

各業務の標準仕様書間で記載や方針を統一すべき事項（以下「横並び事項」という。）について、本意見照会の反映の最中に段階的に提示があった。内容について事務局から意見出しを行い、修正などを依頼した。一部意見について見解が提示されていないものはあるが、現時点で対応可能なものは、取込を実施し、対応について確認が必要なものは、現時点では取り込みを保留している。保留しているものはいずれも制度的な整理を伴うものが多いため、次の標準仕様書改訂に向けて対応する予定。現時点、デジタル庁から示されている横並び事項を以下に示す。（示された具体的内容及び後期における標準仕様書の対応方針は、「【資料No.2別紙1】横並び事項一覧」参照）なお、横並び事項として提示された内容は、別途デジタル庁にて標準化法で規定されている意見照会が予定されている。この意見照会が今後、行われることを想定すると意見照会結果を受け、その変更内容を標準仕様書1.0版に取り込むことは期日的に困難であると考えている。

【横並び事項】

- ①中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関する事
- ②文字要件に関する事
- ③DV等支援措置に関する事
- ④宛名番号に関する事
- ⑤住登外者宛名番号に関する事
- ⑥団体内統合宛名番号に関する事
- ⑦統合収滞納管理に関する事
- ⑧EUCに関する事
- ⑨操作権限設定・管理に関する事
- ⑩本文の構成に関する事
- ⑪標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関する事
- ⑫庁内データ連携に関する事
- ⑬金融機関マスタに関する事
- ⑭住所マスタに関する事
- ⑮検索文字入力に関する事
- ⑯大量印刷に関する事
- ⑰バッチ処理／一括処理に関する事
- ⑱バーコード、QRコードに関する事
- ⑲マイナポータルぴったりサービスに関する事
- ⑳引っ越しOSSに関する事

また、本内容については制度所管府省においても意見照会をかけることをデジタル庁から要請されているが横並び方針は標準仕様書の全国意見照会完了後に提示されたため、本会議資料の掲載をもって「意見照会」に代替することとし、デジタル庁に対する自治体からのご意見については、デジタル改革共創プラットフォームにご投入いただくこととする。

2.1 デジタル庁実施の横並び整理の内容について

なお、上記横並び方針の中で以下の内容については共通の方針を定めないと見解が示された。

以下にそれぞれへの対応方針を記載する。

EUCの要件については既に後期高齢として各委員の意見などを踏まえて取り込んだ要件が記載されなかったものがあつたが、これについては、後期高齢単独要件として元から記載していた要件は削除せず維持している。

<横並び方針として規定しないと見解が示されたもの>

- ・文字要件の変更に関する移行時の要件について

⇒システム移行時期が異なる場合の過渡期対応については、さまざまなパターンが考えられることから、横並び調整方針としては規定しないと示された。

【対応方針】

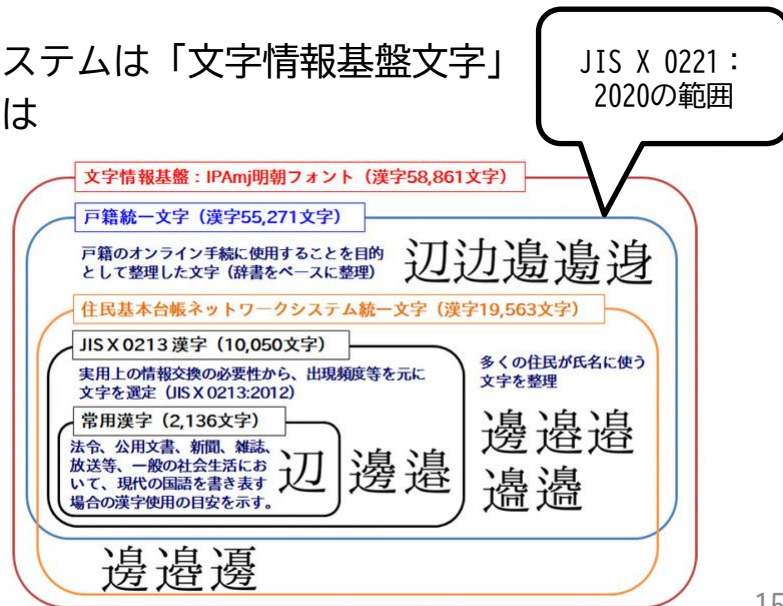
広域標準システムの改修内容なども現時点では規定できないため標準仕様書1.0版では本件に関する要件の規定は行わないこととする。

なお、文字の要件については現時点では後期高齢支援システムは「文字情報基盤文字」に対応するのではなく、各標準準拠システムが用いるのは

データの文字セット： JIS X 0213：2012

文字コード： JIS X 0221:2020

とされ、住記などの文字情報基盤に対応したシステムが保持している文字情報基盤として整備された文字から JIS X 0213：2012 への縮退は、文字情報基盤として整備された文字を利用するシステムが、MJ 縮退マップを用いて行うと現時点デジタル庁で規定されている。



2.1 デジタル庁実施の横並び整理の内容について

<横並び方針として規定しないと見解が示されたもの>

- ・アクセスログの仕様について

⇒アクセスログ管理については、各業務で多様であることが判明したことから、現時点では各業務の横並び調整を行わないこととする。

【対応方針】

標準仕様書（案）記載のままとした。

（今後、横並び方針が示された場合は、それに準じて修正を行う。）」

- ・文字溢れ対応について

⇒各帳票要件において様々な対応がなされていることから、現時点で各業務横並びの調整は行わないこととする。

【対応方針】

標準仕様書（案）記載のままとした。

（今後、横並び方針が示された場合は、それに準じて修正を行う。）」

3. 共通の検討事項について

- 3.1 共通の検討事項について
- 3.2 帳票関連の要件整理
- 3.3 健診業務の取り扱い

3.1 共通の検討事項について

全国意見照会を受けて共通の検討事項として浮き彫りになった以下2点の論点がある。
内容について現状、後期高齢として整理している内容を踏まえ、論点を記載した。
本件については、厚労省、デジタル庁のご意向を確認の上、最終的にどのような形で標準仕様書に反映するか調整を行う。

- (1) 帳票関連の要件整理
- (2) 健診事業の取り扱い

3.2 帳票関連の要件整理

今回の全国意見照会では、帳票関連の機能等に対するご意見が多種・多様に寄せられた。

ここでは、いただいた意見を踏まえて帳票に関する要件の要素を抽出し、現時点標準仕様書で対応可能なもの（今回の意見照会結果を受けての反映内容含む）、対応ができないものを整理した。

なお、既に標準仕様書で機能を実現している観点（帳票発行履歴等）であまり議論の余地がないと判断したものについてはここには記載していない。

No.	区分	具体的内容	対応可否	補足
1	敬称付与	個人の場合「様」を付与 死亡者の場合「ご遺族様」「ご家族様」等を末尾に付与	可 (実装必須 に変更)	ただし、氏名の先頭に「故」を付与する等いくつか異なる要件が意見として寄せられている。システムとしては実装方式が異なるが今回その具体的内容までは指定していない。
2	通称名出力	日本人にも通称名を設定して出力したい。	可	広域標準システムに連携することは現状できないが、後期高齢支援システムとして管理、出力する機能は意見照会結果を受けて追加した。
3	文言変更	帳票に出力される文言を変更したい。	可	文言マスタの対応により対応可能。ただし、出力条件での文言の振分け（特定の対象者にはこの文言を印字等）については機能要件として規定している範囲内となる。
4	抜き取り	抜き取り用に宛名部分に連番を表示	可	帳票の宛名領域に出力可能なように定義済となる。
5	並び替え (1つの束内の並び替え)	出力順を指定できるようにしたい ・郵便番号順 ・郵便区順 ・被保険者番号順等	可	各業務共通して発生するであろう出力順については、共通機能として定義。また、納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座））順など業務個別要件があるものは業務側の機能に記載。記載以上に振り分けを行いたい場合は、外付けで並び替えを実現することとなる。

3.2 帳票関連の要件整理

No.	区分	具体的内容	対応可否	補足
6	束分け (帳票自 体を別 ファイル で出力)	引き抜き用に帳票を束分けしたい ・死亡者 ・支援措置対象者 ・点字対象者等	一部可	死亡者、支援措置者等は束分け要件として共通機能として定義。点字対象者の束分けについては当該対象者を管理する必要がある、他業務でも固有機能として規定していないため、規定はしていない。 なお、点字対象者も管理するように要件を規定する場合には、この対象者情報を誰が主として管理するかの整理が必要である。
7	UD対応	ユニバーサルデザイン対応した帳票を使用するために様式変更やフォントをUDフォントにしたい。	要確認	後期高齢支援システムから出力する場合、フォント、デザインの変更がカスタマイズに該当するか次第である。
8	用紙サイ ズ変更	A4⇒ハガキ形式への変更等を行いたい。	要確認	現在、A4様式を前提として作成しており、一般的には、A4⇒ハガキにする場合、出力項目の削減が必要となることが多いためこの変更がカスタマイズに該当するか次第となる。
9	文字サイ ズ変更	文字のサイズを高齢者向けに大きくする等変更したい。	要確認	文字サイズ変更がカスタマイズに該当するか次第である。
10	宛名領域 1	問い合わせ先や返送先を窓あき封筒から見える位置に印字したい	一部可	宛名領域の指定はシステムとして確保が必要な領域を規定しているのみであり、封筒の窓あき部を増やすなどの対応自体は問題ない認識である。ただし、帳票レイアウトの配置を変更することは現状カスタマイズに該当している認識である。

3.2 帳票関連の要件整理

No.	区分	具体的内容	対応可否	補足
11	宛名領域 2	高齢者向けに文字サイズを大きくすると今の宛名領域では小さい。枠を拡大してほしい。	一部可	文字サイズ変更はNo.7の結果に準ずる。 宛名の領域拡張についてはいわゆる「印字位置調整」にあたるため、本対応のための変更は許容されているという認識である。
12	封筒	現状、長3、長6封筒を指定した領域となっているが、洋封筒を使用したい。	可	封筒の使用可否までを規定しているわけではないため、洋封筒は使用可能。洋封筒の場合、封筒自体に宛名を印字する必要があるが宛名シール機能を使用するか通知書印刷用帳票で宛名のみを印字するかとなる。
13	外部委託	複数制度でまとめて外部委託しているため、ファイルを出力してほしい。	可	共通要件として印刷データの出力を規定しているため、外部委託用のファイルを出力することは可能である。
14	ダイレクトプリント	帳票をシステムの機能で直接、プリンタに発行したい。(アクセスログでどのプリンタから発行したか管理したい)	否	デジタル庁横並び要件を踏まえ、帳票出力については印刷データ(CSVファイル等)の成型と印刷イメージファイル(PDF)のみが規定されているため、対応不可。
15	罫線等の 印字要否	罫線、固定印字項目、公印については専用紙を使う場合、予め印字されているので出力可否を選択したい。	一部可	罫線：外部委託の場合、PDFを引き渡さず、CSVを引き渡すようなケースは対応可能である。(PDFを引き渡す場合で罫線を印字しないといった要件は、実現していない) 固定印字項目：罫線と考え方は同様である。 公印：出力可否を選択できるように帳票詳細要件に反映する。

3.2 帳票関連の要件整理

No.	区分	具体的内容	対応可否	補足
16	様式の一体化	督促状と納付書など個々の様式を1枚に統一して表したい。	一部可	後期として意見があったのは以下。①②については意見数が多かったため、対応済み。それ以外は意見数等を踏まえて対応はしないこととする。（帳票数×組み合わせ×様式数分を用意することとなるため） ①督促状と納付書 ②催告書と納付書 ③口座振替不能通知と納付書 ④還付充当通知と還付請求書 ⑤分納誓約書と分納承認連絡書
17	様式の横並び化	税、国保、介護等と同じ様式にしてほしい。	一部可	納付書など一部の様式は国保と統一。ただし、税や介護とは帳票の名称含め完全一致とはしていない。他の帳票については出力項目等は概ね統一されているが様式自体は統一はしていない。なお、統一する場合、特定の業務に寄せつつ制度固有の領域を表すことになるが、外部参照はわかりにくいのでそれぞれで規定してほしいという意見もあり、対応は困難である。

3.3 健診業務の取り扱い

現在、標準化対象外としている「健診業務」についても意見が複数寄せられた。意見として寄せられた主な事業は以下の通り。対象とする被保険者や後期高齢支援システムで実現している要件も様々となっている。

No.	実施内容
1	歯科検診について、健康政策（保健所）関連部門が歯科検診を実施している。後期高齢者としては、76歳と80歳の被保険者を対象としている。 現状、歯科検診受診者に対する補助金の申請に対し、74歳未満の被保険者について健康政策から受け取った受診者データと後期高齢者支援システムDBと突合し、受診者を集計するシステムを実装している。
2	後期高齢者支援システムに搭載されている機能として、人間ドックの補助金支給に関する機能があります。この機能を活用し、人間ドック等の支払い事務を円滑に行っているところです。 このため、今後も人間ドックの補助金支給に関する機能を活用していきたいことから、この機能を残したい。
3	健康診査受診券の作成（年次・月次・随時）や、健康診査受診勧奨のお知らせを外部帳票として作成している。 当処理には、共通基盤連携による施設入所情報や、国保連KDBシステムからの長期入院者情報や、医師会からの受診速報情報を使うこともあり、他部門との連携も多い。 健康診査に関する根幹処理を後期高齢支援システムで実装しているのと、導入に係るコスト面から調達できないリスクを考えると、健康診査業務の機能を実装可能とするよう、機能を追加すべきと考える。

また、標準化対象となっている業務において「健康管理」システムが存在している。

上記のような要件が「健康管理」システムでどこまで実現されるかによるが、標準化の考えに照らし合わせるのであれば「健康管理システム」で実現できる要件を後期高齢側で規定すると要件が二重に規定されることになる。

3.3 健診業務の取り扱い

論点

- ①「健診管理」「保健指導」に関する業務を標準化対象外のままとするのか
- ②標準化対象外としない場合にどこまでをその業務範囲として規定するのか

論点に対する調査

現在、健康管理システムの標準仕様書（案）（R4/3意見照会版）では以下のように機能要件が規定されている。（実装必須）

- ・住民記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、健康管理システムで利用できること。
- ・後高齢者医療保険情報（異動情報を含む）と連携し、健康管理システムで利用できること。

また、2022年7月29日の全国意見照会版のデータ要件（デジタル庁が発出）では、以下の項目が健康管理システムにおいて管理項目として規定されている。

<後期高齢者医療_保険情報>

市区町村コード、宛名番号、個人履歴番号、個人履歴番号_枝番号、被保険者番号、個人区分コード
被保険者資格取得事由コード、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失事由コード、
被保険者資格喪失年月日、保険者番号適用開始年月日、保険者番号適用終了年月日、操作者ID
操作年月日、操作時刻

連携要件としては健康管理システムがどのシステムからこのデータを取得するのかが記載されていない。

上記の資格の得喪情報であれば、既に広域標準システムが特定健診等データ管理システムに受診券発行業務のために渡している「被保険者マスタ情報」がインタフェースとしては存在する。

（ただし、操作者ID、操作年月日、操作時刻などはなし）

3.3 健診業務の取り扱い

論点に対する事務局案

①について

他システムで必要とされていること、市区町村が実施する事業であると規定されていることを踏まえ、健康診査の一部や市町村拡張事業に対応することを目的とし、一定の要件については「標準化対象」として扱うように変更してはどうか。現状、市区町村から意見をいただいている内容を踏まえると実施範囲として、最低限「対象者の抽出」ができることは、要件として規定したほうがよいと考える。そのため、以下の機能要件をまずは規定することでどうか。

- ・健康管理システムに引き渡す後高齢者医療保険情報を抽出できること。
 - ※1 引き渡す項目については連携要件に準じる。
 - ※2 EUC機能や広域連合から連携される被保険者情報を活用できる場合は単独の機能として実現していなくても可。

上記以外にどこまでの要件を規定するかについては、制度横並びでの調整が必要と考えるため、1.0版では持越し事項として記載させていただく形でいかがか。

4. 個別的検討事項について

4.1 東京都独自事業(葬祭費の上乗せ給付)について

4.1 個別検討事項について

広域標準システムにおける「給付機能」として規定されている葬祭費の支給機能について標準化対象外として標準仕様書（案）をお示ししたが、広域連合および市区町村からそれぞれご意見をいただいた。いただいた意見等を受け、事務局で対応可能とするための内容を検討し、東京都広域連合にヒアリングを行った。

論点

東京広域固有の葬祭費上乘せ事業についてどのように標準仕様書上で取り扱うか。

論点に対する事務局（案）

<標準仕様書として記載する場合>

東京以外の他の市区町村では使用できない機能を標準仕様書に独自機能として記載することとなるが、一部の市区町村のみが使用する機能を標準オプションとして記載することは標準化の観点から難しいと考える。

<標準仕様書として記載しない場合>

市区町村がカスタマイズではなく外付けシステムとして実現する必要がある。

もしくは広域標準システムに実装している機能を活用する。

ただし、東京広域へのヒアリング結果では、現状の広域標準システムに実装している機能のみでは運用は困難であり、活用するためには、広域標準システムの改修が前提となるため、広域標準システムへの申し送りが必要となる。

本件は、意見照会で各区、広域連合からも意見が寄せられている内容であることから性急な判断をするのではなく1.0版では持越し事項とし、継続検討するとしてはどうか。